

## ■ 透析患者の送迎維持が限界に 日本透析医会調査で深刻な実態が明らかに

透析施設による患者送迎は、今や多くの方にとって欠かせない通院手段となっています。しかし、この送迎費用は医療保険ではまかなわれず、各施設が自らの負担で続けている現状をご存じでしょうか。

日本透析医会が 2023 年に実施した調査では、回答のあった全国 882 施設のうち 7 割が送迎を実施し、通院患者の 35% が利用していることがわかりました。

透析施設の主な収入源である診療報酬は年々引き下げられており、物価上昇や人手不足も重なる中、送迎サービスを維持することが限界に近づいています。調査では、患者 1 人あたりの送迎費用は月平均 2 万 4 千円となり、全国では年間約 350 億円が送迎に充てられていると推計されています。



また、都道府県別の送迎実施率には大きな差が見られました。和歌山県では 100% が送迎を行っているのに対し、岡山県では 0% となっていました。地域の交通事情や家族構成、県医師会の方針などがその背景にあるといいます。

来月 (2026 年 1 月) 発行予定の会報「ぜんじんきょう」では、この調査から見えてきた透析送迎の現実と課題を特集します。寄稿いただいた日本透析医会会長の山川智之先生は「送迎は本来、必要な人が利用すべきサービスです。施設の努力だけでは限界があり、通院困難は社会全体で考えるべき課題」だと指摘しています。会報がお手元に届きましたら是非ご一読ください。

## ■ 長崎県で新たな通院透析の交通費助成制度がスタート

長崎県は本年 7 月から、透析患者の通院にかかる交通費の一部を助成する新制度を開始しました。対象となるのは、県内在住で市町村民税非課税世帯かつ自立支援医療受給者証の月額上限額が 2,500 円以下 (または前年の収入が 80 万円以下) の世帯で、さらに 1 か月あたりの通院交通費が 2 万円を超える場合です。自家用車による通院も対象となります。

助成額は、1 か月の通院交通費が 2 万円を上回った分の半額で、上限は月 1 万 5,000 円です。たとえば月に 3 万円の交通費がかかる場合、超過分 1 万円の半額である 5,000 円が支給されます。

長崎県では、近隣に透析施設がない地域も多く、通院交通費が月 5 万円や 8 万円に及ぶ患者もいるといいます。従来由市町村による福祉タクシー助成に加え、さらに当制度で交通費負担が軽減できる点は画期的です。しかし、対象条件は年間収入 80 万円以下相当と厳しいことから、長崎県腎協はより多くの方が利用できる制度となるよう、対象者の拡大を強く求めていく予定です。

### 令和 7 年 7 月から透析患者の通院交通費を助成します！！

長崎県では、透析治療のために定期的に医療機関へ通院されている方で、通院費用の負担が特に大きい透析患者を対象とした交通費助成制度を開始します

#### 対象となる方

次の①から④のいずれにも該当する方が対象となります

- ①長崎県に居住し、腎臓の機能障害を更生するため、医療機関に通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている方
- ②市町村民税非課税世帯に属する方
- ③自立支援医療費 (更生医療) の負担上限月額が 2,500 円である方  
※自立支援医療費の受給者証をお持ちでない場合は、前年の収入が 80 万円以下である方
- ④1 か月 20,000 円を超えて通院交通費を負担している方  
※自家用車で通院している方は、往復の通院距離×月の通院回数×20 円で算定した額が 20,000 円を超える場合に助成対象となります

#### 助成内容

1 か月の通院交通費が 20,000 円を超えた場合に助成します  
助成額は、20,000 円を超えた金額の 2 分の 1 です (助成限度額：月額 15,000 円)  
例：1 か月の通院交通費が 30,000 円の場合の助成額  
30,000 円-20,000 円=10,000 円  
10,000 円の 2 分の 1 である、5,000 円が助成額になります